

告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店B棟

埼玉県新座市野火止七丁目八 十四、八 二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ヤオコー新座店

（変更後）ヤオコー新座店B棟

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社ハンプティードンプティー 代表取締役 貫井哲夫

群馬県前橋市青柳町百九十八

株式会社チヨダ 代表取締役 船橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マツクハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課